

岩手労働局発表  
令和8年5月29日

照 会 先	労働基準部	
	監督課長	山下 立倫
		(電話) 019-604-3006
	職業安定部	
	職業対策課長	川村 浩悦
		(電話) 019-604-3005

## 6月は「外国人雇用啓発月間」です

「ともに働き、ともに支える社会へ  
～外国人雇用はルールを守って適正に～」

厚生労働省は、6月を「外国人雇用啓発月間」とし、「知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語に取り組みを展開していきます。

### 「外国人労働者問題啓発月間」概要

#### 1 実施期間

令和8年6月1日(月)～6月30日(火)までの1ヶ月間

#### 2 取組内容

- (1) ポスター・パンフレットの作成・配布
- (2) 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請
- (3) 個々の事業主などに対する周知・啓発、指導
- (4) 特定技能外国人の受入れに関する事業主への助言・指導等
- (5) 技能実習生受入事業主などへの周知・啓発、指導
- (6) 労働条件などの相談窓口の周知

#### 3 月間の趣旨

岩手県における外国人雇用状況は、令和7年10月末現在で外国人を雇用している事業所は1,311事業所、外国人労働者が8,415人で、ともに増加傾向で推移しています。

産業別で見ると製造業の事業所で就労している労働者が最も多く、また、在留資格別で見ると技能実習生として就労している労働者が最も多く、ともに5割程度を占めています。

こうした状況の中、事業主団体などの協力のもと、労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて、事業主や国民を対象とした積極的な周知・啓発活動を行うものです。

#### 4 岩手労働局の主な取組

岩手労働局においては、事業主団体（一般社団法人岩手県経営者協会、岩手県中小企業団体中央会、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会等）などを通じて周知・啓発、協力要請を行うとともに、各ハローワーク等において技能実習生受入事業所等に対し、重点的に啓発・指導を実施する予定です。